

【日本学生支援機構給付奨学金】

2023 年度適格認定(学業)における特例措置について

日本学生支援機構の奨学生は、毎年度末に学業成績による審査が行われます。この審査により、2023 年度の学業成績が、日本学生支援機構の定める給付奨学生の学力基準に満たない場合、2024 年度以降の給付奨学金の支給が停止する場合があります（給付奨学金の学力基準については、「給付奨学生のしおり」p. 28～p. 29 を参照）。

ただし、2023 年度の学業成績について、その学業不振の理由が「斟酌すべきやむを得ない事由（災害、傷病その他のやむを得ない事由等）」に該当する場合、学力基準を満たす者として取り扱います。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、学業不振となった場合も同様です。

給付奨学生の方で、この「斟酌すべきやむを得ない事由」があった者は、事由にかかる証明書添えて下記期間中に経済支援担当までお申し出ください。

【対象】：給付型奨学金を受給中（支援対象外になり停止中の者も含む）で 2023 年度の成績（春・秋）が廃止・警告に該当するか、卒業延期の決定により廃止となる見込みの者のうち、学業不振の理由が、

- 災害や事故・事件被害による傷病（心身問わず）
- 本人の傷病・家族の看護・介護
- 災害・事故・事件・傷病による試験等への出席困難
- 親の傷病等による困窮に係るアルバイト過多
- その他、やむを得ない事由

に該当する者。

「給付奨学生のしおり」→



申請期間：2024 年 3 月 11 日（月）～3 月 15 日（金）

申請場所：（黒髪北キャンパス）全学教育棟 1 階 経済支援担当 6 番窓口

申請書類：申告書（A4 サイズ自由様式）

客観的に事由を証明できるもの（罹災証明書、診断書、入院証明書等）

【注意事項】

※期間中に申し出がない場合、学業不振の理由に「やむを得ない事由」はないものとして取り扱います。

※申出があった場合も、学業不振の理由として斟酌すべきか否かは学校にて判定するため、認められるとは限りません。

※学業不振の理由がアルバイト過多による場合は、それが学費・生活費のためであったとしても、ここでいう「やむを得ない事由」には含まれません。

連絡先：学生生活課経済支援担当 096-342-2129